

高松市賃借料情報

高松市農業委員会

令和2年3月31日から令和3年10月29日までに農業経営基盤強化促進法により公告された貸借における賃借料水準（田10a当たり）は、以下のとおり。

(単位：円、件数)

地区名	平均額	最高額	最低額	賃借の件数	【参考】 使用貸借(無償) による件数
鶴尾	5,000	5,000	5,000	2	2
太田	9,100	9,800	8,500	2	3
仏生山	4,500	7,200	1,800	2	5
多肥	7,900	12,300	3,600	2	23
一宮	5,700	20,000	1,400	16	41
木太	—	—	—	0	4
古高松	9,600	17,000	7,000	6	48
屋島	—	—	—	0	2
庵治	—	—	—	0	12
牟礼	9,700	16,000	2,800	4	62
前田	8,900	12,000	2,500	14	50
川添	3,800	5,000	2,500	2	40
林	6,700	10,300	2,000	10	82
三谷	8,800	15,000	2,000	25	54
香川	7,100	15,000	1,600	54	59
塩江	7,300	15,500	3,600	8	21
川岡	4,900	26,600	2,500	26	28
円座	4,200	5,900	3,000	7	27
檀紙	9,000	15,000	4,600	15	72
弦打	5,400	10,000	3,000	18	15
香南	5,100	10,900	1,600	79	80
鬼無	6,300	20,000	1,800	19	12
香西	4,300	11,000	1,800	15	5
下笠居	9,300	18,100	1,600	48	15
国分寺	7,300	18,800	2,000	95	60
十河	6,200	14,400	700	33	84
川島	5,500	15,000	1,000	53	80
東植田	3,300	5,000	2,000	16	48
西植田	5,700	11,800	3,000	11	61
合計	6,600			582	1,095

*1 データ数は、集計に用いた件数である。

*2 賃借料が米による物納の場合は、農水省物価統計のうるち玄米生産者価格で計算。

*3 「平均額」は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。

*4 「合計」の平均額は、データ数による加重平均の値である。

*5 「地区名」に記載の無い地区については、該当データ無し。